（参考）	18,668	18,831	19,327	20,246	6,883	6,548	6,816	7,256
民需（船舶・電力・携帯電話を除く）	（−6.8）〔−34.7〕	（0.9）〔−28.3〕	（2.6）〔−13.1〕	（4.8）〔1.3〕	（0.5）〔5.6〕	（−4.9）〔−4.1〕	（4.1）〔2.5〕	（6.5）〔12.7〕

（備考）　1．季節調整系列は個別に季節調整を行っているため、需要者別内訳の合計は全体の季節調整値とは一致しない。

2．四半期は合計額、（　）内は対前期（月）増減率、〔　〕内は原系列による対前年同期（月）増減率。

民需の業種別機械受注の伸び

（単位：％）

	平成21年4～6月	7～9月	10～12月	22年1～3月	22年1月	2月	3月	4月
Ⅰ製造業計	5.4	−6.6	16.8	14.2	4.7	3.7	2.7	−5.5
1食品製造業	22.6	−10.3	14.8	−18.7	−17.4	14.0	−2.0	3.6
2繊維・衣服製造業	−19.4	10.4	6.6	−0.2	−4.3	−13.8	22.1	9.2
3パルプ・紙・紙加工品	−12.3	22.8	−5.4	27.8	37.3	−26.5	17.9	23.6
4化学工業	−8.7	−8.1	15.2	0.9	3.0	−20.9	−0.8	−12.8
5石油製品・石炭製品	45.1	−34.0	−23.4	21.1	−26.8	74.9	17.9	77.1
6窯業・土石製品	−7.6	0.4	−2.4	−8.4	−12.6	5.4	−4.3	94.5
7鉄鋼業	−29.8	7.2	8.8	27.3	11.4	−41.4	61.2	−48.3
8非鉄金属	263.6	−63.2	−8.4	46.0	41.8	−12.5	−27.2	30.4
9金属製品	−4.6	12.8	32.9	11.7	69.0	−55.1	41.2	−15.7
10一般機械	−11.7	−17.7	35.0	17.2	0.1	5.4	16.2	−3.6
11電気機械	2.0	8.1	10.3	15.4	15.0	−8.6	−14.3	31.4
12情報通信機械	12.2	−3.1	46.2	5.0	14.6	14.7	17.1	−32.6
13自動車・同付属製品	20.1	−1.8	19.6	23.5	9.1	6.7	4.3	−0.1
14造船業	9.5	5.2	−14.4	101.0	63.6	−0.9	63.6	−73.4
15その他輸送用機械	5.7	−5.2	21.8	−0.8	−25.9	55.1	−32.4	−17.3
16精密機械	−6.9	28.3	114.9	−34.1	−44.2	5.3	−1.7	10.5
17「その他製造業」	−3.8	0.6	31.4	−7.4	11.7	−2.1	−4.8	−1.1
Ⅱ非製造業計	0.5	−3.0	−5.3	−4.6	−23.6	8.8	1.9	4.2
18農林漁業	−9.2	20.4	−2.1	1.0	0.8	6.3	−6.2	−4.1
19鉱業	−0.2	50.7	−4.0	17.8	−29.4	4.8	129.0	−51.7
20建設業	−20.3	10.3	−4.7	24.6	10.9	−2.9	7.9	−30.1
21電力業	37.7	−21.2	−3.9	7.1	−29.3	35.7	−19.7	−14.0
22運輸業	−33.5	2.0	−2.5	−1.9	−20.1	−4.4	36.3	15.4
23通信業	1.7	−5.9	−8.9	−8.9	−27.9	9.9	27.6	−9.0
24卸売・小売業	−9.5	3.7	8.6	−8.1	−12.3	−11.3	−1.2	4.8
25金融・保険業	−6.9	7.9	−18.0	22.2	−0.1	1.6	5.3	−8.2
26不動産業	−51.8	9.0	−22.8	−6.1	−11.8	52.4	−21.1	24.7
27情報サービス業	−5.4	2.1	−2.2	−6.5	−1.3	−7.1	6.8	16.9
28リース業	−10.2	16.1	8.4	−19.6	−43.1	−0.2	5.6	−4.3
29「その他非製造業」	−20.4	4.9	−2.3	−2.4	0.7	−5.9	6.4	7.8

（備考）　1．季節調整系列の対前期（月）増減率。

2．「情報サービス業」には、「新聞・出版業」を含む。

公　告

諮　事　項

第三者所有物の没収に関する公告

平成22年6月21日

大阪地方検察庁堺支部検察官

刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法第２条第２項の規定により、下記のとおり公告する。

下記の物の所有者は、平成22年７月５日までに被告事件の係属する裁判所に同被告事件の手続への参加を申し立てることができる。

記

1　係属裁判所　大阪地方裁判所堺支部刑事４係

2　被告事件名　関税法違反、消費税法違反、地方税法違反

3　被告人氏名　チョウ　ピョンユク（CHO　BUYNGEUG）
キム　ソックォン（KIM　SEOGKWON）
イ　クァンジェ（LEE　KWANGJAE）

4　公判期日　平成22年６月24日

5　没収すべき物の品名、数量その他その物を特定するに足りる事項

金塊合計20,000.49グラム（大阪地方検察庁堺支部平成22年領第524号符号１－１、１－２、１－３、２－１、２－２、２－３、３－１、３－２、３－３、４－１、４－２、４－３、５－１、５－２、５－３、６－１、６－２、６－３、７－１、７－２、７－３、８－１、８－２、８－３、９－１、９－２、９－３、10－１、10－２、10－３、11－１、11－２、11－３、12－１、12－２、14－１、14－２、14－３、15－１、15－２、15－３、16－１、16－２、16－３、17－１、17－２、17－３、18－１、18－２、18－３、19－１、19－２、19－３、20－１、20－２、20－３、21－１、21－２、21－３、22－１、22－２、22－３、23－１、23－２、23－３）

6　没収の理由となるべき事実の要旨

被告人３名は、共謀の上、大韓民国から金地金を輸入するに当たり、これに対する消費税及び地方消費税を免れようと企て、平成22年３月５日、大韓民国仁川国際空港で、被告人キム及び同チョウにおいて、金地金を詰めたコルセットを身体に装着して隠匿した上で、アシアナ航空第112便に搭乗し、同航空機により、同日午前11時37分ころ、大阪府の関西国際空港に到着し、同日午後零時30分ころ、同空港内大阪税関関西空港税関支署旅具検査場において、法令により通関に関する税関長の権限の委任を受けた同税関支署長に対し、入国に伴う携帯品検査を実施する情を知らない同支署職員を介し、金地金を輸入する事実を秘し、申告すべきものはない旨の虚偽の輸入及び納税の申告を行い、税関長の許可を受けないで隠匿した金地金合計20,000.49グラム（課税価格合計6,591万5,375円相当）を輸入しようとするとともに、不正の行為により金地金に対する消費税合計263万6,600円及び地方消費税合計65万9,100円を免れようとしたが、同支署職員によって金地金を発見されたため、その目的を遂げなかったものである。

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第２号の規定に基づき、平成22年６月17日から１年の司法書士業務の停止の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成22年６月21日

那覇地方法務局長　永井　行雄

記

氏名　金城　伸次

所属する司法書士会　沖縄県司法書士会

登録番号　沖縄第230号

事務所の所在地　沖縄県糸満市西崎町３丁目251番地

違反行為　受託事件の放置、会則違反等

平成22年度共同研究公募課題

国土技術政策総合研究所共同研究実施規程（平成14年３月28日国官技第378号、国総技第124号）に基づき実施する共同研究の平成22年度公募課題を次のように定めたので、その研究を共同実施する者を公募する。

平成22年６月21日

国土技術政策総合研究所長　西川　和廣